

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：林業振興費

事業名 市町村森林管理支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 林政課 100年の森づくり推進室 森林企画係

電話番号：058-272-1111 (内 3025)

E-mail：c11511@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 20,560千円 (前年度予算額：6,212千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	諸収入	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	6,212	0	0	0	0	0	6,212	0	0
要求額	20,560	0	0	0	0	0	20,560	0	0
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・近年、森林の機能低下による流木被害など甚大な被害が発生しており、森林整備の促進が喫緊の課題であるとして、早期に森林整備を進めることが求められている。
- ・平成31年4月から新たに始まった森林経営管理制度は、森林所有者による適正な管理がなされていない森林を所有者に代わり市町村が管理する制度であるが、制度が始まって1年が経過し、同制度に基づく森林整備を実施した市町村は1市と取り組みが進んでいない状況。
- ・同制度の対象とする森林は、主に適正に管理がされていない人工林であることから、森林の災害防止機能を高めるためには、同制度への取り組みを進め、間伐等の早期実施につなげることが必要。
- ・しかし、取り組みが進んでいない市町村では、対象森林の選定や意向調査の優先順位等の決定に時間を要している。
- ・そのため、県で保有している森林資源情報や山地災害危険地区、地形図等の情報を活用し、災害発生の高危険度が高く、早期に間伐等の整備を行う必要がある森林を抽出し、市町村に提供することにより、同制度の取り組みを促進させることが必要。
- ・また、森林面積の少ない市町村においては、林務担当職員が少ないことや、林業の専門知識がある職員がいない等の課題があり、市町村の要請に応じ県から地域森林監理士の派遣の要望がある。

- ・全ての市町村で同制度を円滑に運用していくためには、県から市町村へ監理士を派遣できる体制整備をする必要がある。
- ・また、弁護士や土地家屋調査士、行政書士等の専門家を招いた市町村相談会を開催し、市町村ごとの課題や解決策等についてアドバイスを受けるとともに、その内容についても他の市町村に対し情報共有を図り、制度運用の円滑化を進める。
- ・本県の同制度への取組み状況は、全国的に見ても遅れていることから、市町村のマンパワー不足、技術的知見不足に対し、市町村への支援を強化するため、指導助言や実務を担える支援組織を設置し、市町村支援を強力に進める必要がある。

(2) 事業内容

ア 各種データを活用した早期間伐すべき森林の抽出

- ・災害防止の観点から、適正な管理がなされていない森林のうち、県で保有している山地災害危険地区や保安林、間伐履歴、CS 立体図※1、森林疎密度解析図などの各種情報を用いて解析し、災害の発生の危険性の高い森林を抽出、早期に間伐が必要な森林を市町村に情報提供する。(※1：「CS 立体図」：地形表現図で、曲率 (Curvature) と傾斜 (Slope) との組み合わせにより、視覚的・直感的な地形判読を可能にする。)
- ・市町村においては、森林経営管理制度の対象森林として優先的に意向調査を実施し、間伐を進めることで地域の災害防止につながる。
 - 業務内容：県の持つ各種データを使い、災害発生の危険性の高い森林を抽出し、早期に間伐が必要な箇所を市町村に情報提供

イ 地域森林監理士の派遣及び専門家相談会開催等

(ア) 地域森林監理士派遣事業

- ・市町村の森林経営管理制度の円滑な運用を支援するため、県から地域森林監理士を派遣し、市町村の支援を行う。
 - 業務内容：①要請のあった市町村に監理士を派遣し、森林経営管理制度運用を支援
 - ②森林経営管理制度に関する相談、問合せへの対応

(イ) 地域森林監理士フォローアップ事業

- ・地域森林監理士が市町村指導を行う際に生じた課題への対応や新たな知識を習得するための研修を実施する。

(ウ) 専門家による市町村相談会の実施

- ・制度運用上で生じる所有者の探索等に関する課題や解決のためのアドバイス等を各市町村が情報共有できるよう相談会を弁護士、行政書士、土地家屋調査士等の専門家を招いて開催する。
 - 業務内容：①弁護士、行政書士、土地家屋調査士等の専門家による相談会の開催

ウ 「岐阜県市町村森林経営管理支援センター(仮称)」設置の準備

- ・市町村の森林経営管理制度への取り組みを促進させるため、制度運用上の課題に対し指導助言を行える支援センターの設置の準備を進める。
- ・支援センターの業務は、地域森林監理士の市町村への派遣、弁護士等の相談会の開催、市町村等からの相談、問い合わせへの対応を予定。
- ・令和3年度は支援センター設置に係る準備及び、センターの業務を一部試行して課題等を洗い出し、令和4年度からの運用に備える。

○業務内容：県が令和3年度上半期に実施する（ア）地域森林監理士派遣事業、（ウ）専門家による市町村相談会及び市町村等からの相談対応を委託により下半期から実施する。

（3）県負担・補助率の考え方

県 10/10

市町村の支援を行うために譲与される森林環境譲与税を活用する。

（4）類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	283	報償費
旅費	462	費用弁償 97、業務旅費 365
需用費	45	消耗品費 40、会議費 5
使用料及び賃借料	79	会場借上料
役務費	17	通信運搬費
委託料	19,674	早期間伐すべき森林の抽出業務 12,448 千円 地域森林監理士派遣業務 3,825 千円 支援センター設置準備費 3,401 千円
計	20,560	

決定額の考え方

4 参考事項

（1）各種計画での位置づけ

無し

(2) 国・他県の状況

森林経営管理制度を推進するにあたり、県が市町村を支援することとされている。

(3) 後年度の財政負担

県が負担する。(今後、継続的に譲与される森林環境譲与税を活用。)

(4) 事業主体及びその妥当性

事業主体：県

森林経営管理法に基づく森林経営管理制度を市町村が推進するにあたり、県が支援することとされており、妥当である。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・令和元年度から始まった森林経営管理制度では、市町村が中心的な役割を担うことになるが、十分な体制ではない市町村が多いため、県が支援を行うことにより、円滑な制度の推進を図る。
- ・森林経営管理制度を円滑に運用していくため市町村に地域森林監理士を派遣して支援をする。
- ・定期的に弁護士、行政書士、土地家屋調査士の相談会も開催する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名 (主なもの)	事業開始前	指標の推移			現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
意向調査着手市町村数	6 (R1)	(-)	(-)	(-)	6 (R1)	34 (R5)	%

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

- ・市町村事務マニュアルの改正
県がモデル事業を実施し、意向調査から経営管理権集積計画案の作成までを外部委託できる仕様書及び歩掛の作成
- ・専門家による市町村相談会開催
弁護士等の専門家による市町村個別相談会を実施

(前年度の成果)

- ・同制度に対する取り組みが促進され、意向調査着手市町村が 20 市町村になる見込み

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い</p>	
<p>（評価） ○</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林経営管理制度が始まったが、市町村においては林務担当職員の不足や林業の専門知識がある職員がいない等、制度を円滑に実施できない状況にある。 ・ 森林経営管理制度での県の役割は、市町村の支援とされており、県が支援をするのは妥当である。
<p>・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
<p>（評価） ○</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域森林監理士は、地域の林政を担う人材として県で育成しており、市町村の林務行政をサポートする人材として十分な活躍が期待できる。
<p>・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</p>	
<p>（評価） ○</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域森林監理士が組織する団体に事業を委託することにより、市町村の要請に応じた対応ができるなど、効率的に事業を実施できる。

（今後の課題）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の需要が増加した場合、地域森林監理士の人員で十分対応できるかどうかは課題である。

（次年度の方向性）

<p>森林経営管理制度を円滑に推進していくためには、市町村林務担当者への支援が必要であるため、引き続き実施していく。</p>
--